

中国税務 及び投資速報 (日本語要約版)

2019年10月

JBS Newsletter
2019年12月03日

Contents

税務法規

- ▶ 「生活性サービス業に係る増価税追加控除政策の明確化に関する公告」(財政部、国家税務总局公告[2019]87号) (“87号公告”)
- ▶ 「増価税発票管理等の関連事項に関する公告」(国家税務总局公告[2019]33号) (“33号公告”)

商務法規

- ▶ 「『中華人民共和国外資保險公司管理条例』及び『中華人民共和国外資銀行管理条例』の改正に関する決定」(国务院令[2019]720号) (“720号令”)

税関法規

- ▶ 「税務規定違反行為を自主開示した場合の処理に関する公告」(税関総署公告[2019]161号) (“161号公告”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2019年10月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2019年 10月 11日 第2019039号
- ▶ 2019年 10月 18日 第2019040号
- ▶ 2019年 10月 25日 第2019041号

Japan Business Servicesグループで、2019年10月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税务及投资法规速递」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

- ▶ 「**生活性サービス業に係る増価税追加控除政策の明確化に関する公告**」(財政部、国家稅務總局公告[2019]87号) (“87号公告”)

概要

「**増価税改革の深化に関する政策についての公告**」(財政部、国家稅務總局、稅務總署公告[2019]39号) (“39号公告”)で、生産、生活性サービス業の増価税一般納税者は当期の控除可能な仕入税額の10%を納税額から追加控除できると規定されたことを受け、財政部及び国家稅務總局は2019年9月30日付で、生活性サービス業に係る増価税追加控除政策に関するいくつかの事項について規定した87号公告を公布した。(39号公告については、「**中国稅務及び投資速報(日本語要約版)**」2019年3月号を参照。)

87号公告の主な要点は次のとおりである。

- ▶ 2019年10月1日から2021年12月31日まで、生活性サービス業の納税者は控除可能な仕入税額の10%ではなく、15%を納税額から追加控除できる。
- ▶ 生活性サービス業の納税者とは、生活サービスの提供による売上高が総売上高に占める割合が50%を超える納税者をいう。生活サービスの具体的な範囲は、「**營業税に代えて増価税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知**」(財稅[2016]36号) (“36号通達”)に基づく。

売上高の確定及び政策の適用時期は下表のとおりである。

納税者の設立時期	売上高の確定	政策の適用時期
2019年9月30日以前	2018年10月から2019年9月までの期間の売上高 納税者の経営期間が12カ月未満の場合、実際の経営期間の売上高による。	2019年10月1日以降
2019年10月1日以降	設立日から3カ月間の売上高	一般納税者として登記した日以降

- ▶ 納税者が15%の追加控除政策を適用することになった後、当年度内は調整しない。以後の年度は、前年度の売上高に基づき、追加控除政策の適用可否を判断する。
- ▶ 現行規定に基づき売上税額から控除できない仕入税額は、追加控除額を計上してはならない。すでに15%の追加控除額を計上した仕入税額に、規定に基づき振替が生じた場合、仕入税額を振り替えた当期に、振替額に対応する追加控除額を減額しなければならない。

仕入税額に関する計算式は次のとおりである。

- ▶ 当期に計上される追加控除額 = 当期に控除可能な仕入税額 × 15%
- ▶ 当期に控除可能な追加控除額 = 前期末の追加控除額の残高 + 当期に計上される追加控除額 - 当期に減額される追加控除額

87号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810219/n810744/n3428471/n3428491/c5137756/content.html>

- ▶ 「**増価税発票管理等の関連事項に関する公告**」(国家稅務總局公告[2019]33号) (“33号公告”)

概要

国家稅務總局は2019年10月9日付で、増価税発票管理等の関連事項に関する33号公告を公布した。

33号公告の主な内容は次のとおりである。

- ▶ 「**生活性サービス業に係る増価税追加控除政策の明確化に関する公告**」(財政部、国家稅務總局公告[2019]87号公告)に規定された要件を満した生活性サービス業の納税者は、年度内に最初に15%追加控除政策を適用する際、「15%追加控除政策の適用についての声明」(33号公告の添付)を提出しなければならない。

- ▶ 増值税一般納稅者が税關輸入增值税専用納付書（“税關納付書”）を取得した後、控除または輸出還付を申請する場合、現地の增值税發票選択・確認プラットフォーム（“選択・確認プラットフォーム”）にログインし、控除または輸出還付の申請に用いる税關納付書の情報（税關納付書に2納付者が記載されている場合、まず税關納付書の情報をアップロードし、システムで比較照合を行う）を確認、選択できる。
- ▶ 比較照合の結果、不一致、綴り漏れ、重複があった場合、納稅者は税關納稅書の原本を持って所轄稅務機關にデータの修正、照合または審査を申請しなければならない。比較照合の結果、滯留となっている場合は、引き続き比較照合を行うことができる。
- ▶ 增值税一般納稅者が取得した2017年7月1日以降に発行された税關納付書は、発行日から360日以内に選択・確認プラットフォームを通じて、選択・確認を行うか、または照合比較の申請をしなければならない。
- ▶ 增值税小規模納稅者（その他の個人を除く）は自主的に增值税發票管理システムを利用し、自ら增值税専用發票を発行することができる。
- ▶ 33公告の第1条は2019年10月1日、第2条から第5条までは2020年2月1日から施行される。

「增值税改革に係る徵收管理問題の更なる明確化に関する公告」（国家稅務總局公告[2017]11号）（“11号公告”）によれば、2017年7月1日以降に発行された税關輸入增值税専用納付書を取得した增值税一般納稅者は、税關納付書の發行日から360日以内に「税關納稅証憑控除リスト」を提出し、照合比較を申請しなければならない。さらに、33号公告では、增值税一般納稅者は税關納付書の發行日から360日以内に選択・確認プラットフォームを通じて選択・確認を行うか、または比較照合を申請しなければならないと規定している。これら2つの公告のいずれでも明確にされていないが、納稅者が上記の規定に従わない場合、控除を行うことはできない。

33号公告の全文は次のサイドでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810755/c5138164/content.html>

11号公告の全文は次のサイトでご覧いただけます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2567296/content.html>

商務法規

- ▶ 「『中華人民共和国外資保險公司管理条例』及び『中華人民共和国外資銀行管理条例』の改正に関する決定」（國務院令[2019]720号）（“720号令”）

概要

國務院は2019年9月30日付で、金融業の対外開放の更なる拡大推進を目的とする720号令を公布し、「中華人民共和国外資保險公司管理条例」（「外資保險公司管理条例」）及び「中華人民共和国外資銀行管理条例」（「外資銀行管理条例」）を改正した。

「外資保險公司管理条例」の主な変更点

- ▶ 外資保險公司の設立を申請する外国保險会社について、“保険業務を30年以上経営”及び“中国国内に代表機構を設立して2年以上”的要件を撤廃した。
- ▶ 外国保險グループ会社が中国国内に外資保險公司を投資、設立することを認め、国外の金融機関が外資保險公司に出資することを認めた。

「外資銀行管理条例」の主な変更点

- ▶ 外資銀行を設立する出資者及び支店を設立する外国銀行の要件を緩和する。外商独資銀行を設立する唯一もしくは支配的地位にある出資者、中外合弁銀行を設立する外国側の唯一もしくは主要な出資者、支店を設立する外国銀行の設立申請1年前の年末の総資産の条件を撤廃し、中外合弁銀行を設立する中国側の唯一もしくは主要な出資者は金融機関でなければならないという条件も撤廃した。
- ▶ 外国銀行が中国国内で同時に法人銀行と外国銀行支店を設立する場合の規制を緩和した。
- ▶ 外資銀行の業務規制を緩和し、“政府債の代理発行・代理換金・引受”及び“受取・支払の代理”業務を追加する。また、外国銀行支店が受入可能な中国国内公民の定期預金の下限を、1件あたり100万元から50万元に引き下げ、外資銀行が人民元業務を行う場合の審査・承認も撤廃した。
- ▶ 外国銀行支店の運営資金に対する規制を調整した。

銀行保險監督管理委員会は今後、実施細則等の関連制度を公布するものと見込まれる。

720号令の全文は次のサイドでご覧いただけます。

http://www.gov.cn/zhengce/content/2019-10/15/content_5439956.htm

税関法規

- ▶ 「税務規定違反行為を自主開示した場合の処理に関する公告」(税関総署公告[2019]161号) (“161号公告”)

概要

クロスボーダー貿易の利便化水準の向上及びビジネス環境の改善を図るため、税関総署は2019年10月17日付で、税務規定違反行為を自主開示した場合の処理に関する161号公告を公布した。161号公告は公布日(2019年10月17日)より施行される。

161号公告によれば、輸出入企業、組織が自主的に税務規定違反行為を開示し、次のいずれかに該当する場合、行政処罰が免除される。

- ▶ 税務規定違反行為が発生した日から3ヶ月以内に税関に自主的に開示し、有害な結果を自主的に消除した場合。
- ▶ 税務規定違反行為が発生した日から3ヶ月後以降に税関に自主的に開示し、納付漏れ、過少納付となった税額が納付すべき税額の10%以下であるか、或いは納付漏れ、過少納付となった税額が50万元以下で、かつ有害な結果を自主的に消除した場合。

輸出入企業、組織が税関に自主開示を行う場合、「自主開示報告表」(即ち、161号公告の添付)に記入し、かつ関連資料を添付して、税金徴収地の税関または企業所在地の税関に報告しなければならない。

輸出入企業、組織が自主的に開示し、かつ税関から警告、或いは50万元以下の罰金の行政処分を受けた行為は、税関が企業の信用状況を認定する際の記録に反映しないものとする。

認証企業が税務規定違反行為を自主的に開示した場合、税関の立案調査期間において、当該企業に対する関連の管理措置の適用は停止しないものとする。

161号公告の全文は次のサイドでご覧いただけます。

<http://shenyang.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/2646564/index.html>

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただけます。

- | | | |
|---|--|---|
| <p>▶ 北京
堀尾 成宏
監査
+86 152 433 2445
naruhiro.horio@cn.ey.com</p> <p>鍋島 正知
監査
+86 10 5815 4253
masatomo.nabeshima1@cn.ey.com</p> <p>上村 希世子
税務・移転価格
+86 10 5815 2289
kiyoko.kamimura@cn.ey.com</p> <p>▶ 大連
秋山 大輔
監査
+86 411 8252 8999
daisuke.akiyama@cn.ey.com</p> <p>▶ 上海
高橋 臣一
監査
+86 21 2228 2740
shinichi.takahashi@cn.ey.com</p> <p>八幡 正博
監査
+86 21 2228 4652
masahiro.yawata1@cn.ey.com</p> <p>佐藤 勝俊
監査
+86 21 2228 9579
Katsutoshi.Sato@cn.ey.com</p> <p>星野 友子
監査
+86 21 2228 5958
tomoko.hoshino@cn.ey.com</p> <p>山村 亮
監査
+86 21 2228 3239
ryo.yamamura1@cn.ey.com</p> | <p>江 海峰
金融
+86 21 2228 2963
alex.jiang@cn.ey.com</p> <p>石川 翔太
金融
+86 21 2228 4006
shota.ishikawa@cn.ey.com</p> <p>坂出 加奈
税務・移転価格
+86 21 2228 2289
kana.sakaide@cn.ey.com</p> <p>小島 圭介
税務
+86 21 2228 2854
keisuke.kojima@cn.ey.com</p> <p>丸山 直也
法務
+86 21 2228 8346
maruyama.naoya@eychenandco.com</p> <p>久保田 順一
TAS
+86 21 2228 4749
junichi.kubota@cn.ey.com</p> <p>▶ 広州
長内 幸浩
監査
+86 20 2881 2675
yukihiro.osanai@cn.ey.com</p> <p>梁 晖
監査
+86 20 2838 1043
ye.liang@cn.ey.com</p> | <p>▶ 深圳
小島 慎一
監査
+86 755 2502 5463
shinichi.kojima1@cn.ey.com</p> <p>▶ 香港
重富 由香
監査
+852 2629 3907
yuka.shigetomi@hk.ey.com</p> <p>柿本 啓太
監査
+852 2846 9005
keita.kakimoto2@hk.ey.com</p> <p>塚原 俊郎
監査
+852 3471 2751
toshio.tsukahara@hk.ey.com</p> <p>吉田 薫
監査
+852 2629 3909
kaori.yoshida@hk.ey.com</p> <p>徳山 勇樹
監査
+852 37585988
yuki.tokuyama@hk.ey.com</p> |
|---|--|---|

- 東京
- EY税理士法人 中国デスク
大久保 恵美子
税務
emiko.okubo@jp.ey.com
- 黄芳燕
税務
Ada.Huang2@jp.ey.com
- 新日本有限責任監査法人
マーケッツ本部 海外企画部JBS
+81 3 3503 1844
- 関口 優克
toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com
- 田中 勝也
katsuya.tanaka@ jp.ey.com
- 野口 正邦
masakuni.noguchi@ jp.ey.com
- EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory
- EYについて
- EYは、監査、税務、トランザクション及び各種類アドバイザリーサービスの分野における、世界的なリーディングファームです。世界中のメンバーが共通の価値観と品質に対するコミットメントを通じ、一体となってサービスを提供しています。私共は、顧客、職員、及びより広い地域社会がその潜在力を発揮するサポートを行い、業界他社との差別化を図っております。
- EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドのメンバー ファームにより構成された国際組織を指し、各メンバー ファームはそれぞれ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおける担保有限会社で、クライアントへのサービス提供は行っておりません。より詳細な情報は、当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com
- © 2019 Ernst & Young (China) Advisory Limited.
- 版權所有
- APAC No. 03009511
- ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、会計・税務その他の専門アドバイスとして最終決定の根拠とするものではありません。具体的な問題については、各専門家による適切なアドバイスを参照されるようお願いいたします。

ey.com/china

Follow us on WeChat
Scan the QR code and stay up to date with the latest EY news.

